

# 國學院大學學術情報リポジトリ

現代日本社会における神道文化の役割と課題に関する宗教社会学的研究：  
地域再生・メディア・災害復興

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒崎, 浩行, Kurosaki, Hiroyuki メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00002458">https://doi.org/10.57529/00002458</a>

博士学位論文（要約）

「現代日本社会における神道文化の役割と  
課題に関する宗教社会学的研究  
—地域再生・メディア・災害復興—」

國學院大學大学院

文学研究科

黒崎 浩行

## 序論

本論の目的は、現代日本社会における宗教文化、とりわけ神社神道に関する文化について、その実践の担い手がどのような役割を果たすことを期待し、また期待され、実際に取り組んでいるか、これからの課題をどのように認識しているかを宗教社会学的な視座から理解することである。

少子高齢化と人口減少、新自由主義的政治経済の浸透による貧困と格差の拡大、自然災害の頻発といった問題が噴出している。その中で「宗教の社会貢献」研究が蓄積されつつある。それは、非営利・市民セクターの一つとしての宗教の可能性に焦点を当て、貧困・格差や地域づくりなどの課題解決に結びつくものとして、研究者も積極的に評価しつつ関与するものであった。

その中で本論は、地域社会の抱える課題や災害・復興のただ中であって自ら実践する当事者に焦点を当てて検討する。

本論は第1部「地域再生と神社」、第2部「メディア・コミュニケーション環境と神社」、第3部「災害・復興と神社」の3部構成とする。

本論では、主として当事者へのインタビューと参与観察を中心とした質的調査を行い、また解釈的アプローチを採用する。

また、第3部の調査研究は、研究者と当事者との協働という面をもつ。

## 第1部 地域再生と神社

### 第1章 渋谷の住宅地と神社祭礼

東京都渋谷区の住宅地において住民自治組織である町会を基盤として行われている神社祭礼に注目し、それがどのような面で新たな支え合い、社会的包摂をもたらしているか考察する。

渋谷区内の住宅地は複雑に入り組んで分布している。約20万人の住民人口の1割が1年間のうちに転出・転入している。また流入人口が40万人と、住民の2倍いる。

町会には地域住民の相互扶助と行政の補完的役割の2つが求められてきた。渋谷区には2012年時点で105の町内会・自治会がある。いずれも祭礼行事を通じて住民の親睦が図られてきたことや、祭礼の再開が戦後復興の記憶とともにあることが確認できる。

2009年から2011年までの間に、氷川神社の氏子区域にある若羽町会、代官山の2つの町会、また金王八幡宮の氏子区域である松濤町会による神輿渡御の参与観察とインタビュー調査を行った。

いずれの町会も転入・転出者が多い中で積極的に参加者の確保に取り組んでいる。

子供神輿は町会の役員たちや親たちによる地域の子供たちへの見守りの機会となっている。

渋谷の住宅地における神社祭礼には櫻井治男の指摘する「福祉文化資源」としての神社の可能性のうち、文化の伝承・創造環境と人的・社会的組織環境としての面が見出される。

### 第2章 都市生活における共存と神社の関わり—大塚「まちの灯り」の試み—

広井良典は、日本の都市では見知らぬ者への関心が希薄で、それは身内への気遣いの濃厚さと表裏をなすと指摘し、両者の中間領域に創出されるべきコミュニティの拠点の一つとして神社を挙げる。この領域は古沢広祐のいう「共存」という存在形態とも重なる。都市生活における共存のための資源として神社が役割を果たす可能性を考える。

社会関係資本の概念を援用するならば、町会および氏子集団や、祭礼における選択縁による有志グループは、「結束型」といえる。他方で神社を課題解決の資源として活用する活動主体は、「橋渡し型」の性格をもっているといえる。

2007年に東京都豊島区大塚地区の住民有志によって始まった「大塚まちの灯り」という運動を取り上げる。

この人々は、町にアイデンティティの希薄さを感じ、百年後の子どもたちに語りつぐことのできるような運動を起こそうと考えた。そこで毎年8月に「うぶすなのカミ」である天祖神社で火おこしを行い、白い提灯に絵や文字を描いて軒先につるし、それを見た人たちとの間にコミュニケーションが生まれることを期待した。

この運動の前提には、単身世帯化が進んでいる地域の文化状況や人間関係がある。実行委員会は、町会などとは異なる方法で住民の共感を媒介しようとした。「橋渡し型」の社会関係資本形成といえる。

この運動の原点を産土神としての神社に置いたことは、そこに神社ならではの特性が認識されていることをあらわしている。

### 第3章 神社祭礼におけるコミュニティ参加機会の創出—熊本県・青井阿蘇神社おくんち祭の事例から

本章では、熊本県人吉市に鎮座する青井阿蘇神社の例大祭「おくんち祭」を事例としてとりあげ、「地域づくり」への参加機会創出の動向を明らかにする。

1994（平成6）年ごろから、地域の活性化に関心をもつ青年層によって、神幸行列の御旅所の設営、神幸行列の交通係、供奉者の整列など、地道な下働きを担うようになった。これはレイヴとウェンガーの言う「正統的周辺参加」による学習過程として理解することができる。この活動主体は後に「継承部」と名づけられ、奉賛会の一部門として位置づけられた。

継承部は「橋渡し型」よりは「結束型」と言えるが、若者人口の移動や産業構造の変化および人々の意識の変化にさらされながら、葛藤を調整、克服しつつ参加機会が創り出されている。

### 第4章 地域再生における宗教文化資源としての神社

地域再生において宗教施設・宗教的空間、宗教的儀礼・行事などが地域の文化資源として発見され、活用される例がある。

文化資源論の視点をふまえつつ、「資源化」する主体、資源と名指された側の主体との関係、および資源の公共性という点に注目する。

アニメ聖地巡礼やパワースポットブームのように資源化のプロセスにマス・メディアが介在している場合、神社はどのような特質を持っているか。

埼玉県久喜市に鎮座する鷲宮神社の事例を調査した佐藤善之は「聖性を共有するコミュ

ニケーション空間の広がり」の重要性を指摘し、これは神社が「公共性」を備えているからこそ実現可能であったと説明する。

第3章の事例では「世代間継承」が重視されている。祭りの意味づけをめぐっては諸集団の対立が生じることがあるが、世代間継承の重視は、社会的機能を越えた聖性の担保に寄与している。

公共政策において神社を再発見、再評価する議論がある。ここで資源化を行う主体は、神社でも旧来の氏子組織でもなく、行政でも企業でもない市民集団である。第2章の事例もそれにあてはまる。

公共性のとらえ方については近代の神社神道の立場があるが、神社をとりまく現代社会の状況を視野に入れ、地域再生における協働の可能性を開くべきである。

## 第2部 メディア・コミュニケーション環境と神社

### 第5章 インターネットと神社の関わりをめぐる議論

1990年代後半から2008年までの間、神社界においてインターネットがどのように利用され、またそれをめぐってどのような議論がなされてきたかを取り上げる。

ある神職は、正式な神社ウェブサイトであることを表示する「公認バナー」を1992年に提案した。これは神社界全体が神社の尊厳性護持のために一定の自主規制のもとでウェブサイトを活用することへの希望をこめた活動といえる。

2008年までの時点では、神社のホームページにおいて固定的な自己開示を踏み越えるような試みはあまりみられなかった。

2006（平成18）年後半、「ネット参拝」をめぐる話題が活発となった。それは石井研士が指摘する「崇敬社化」の論点と関わる。こうした傾向への配慮が、「ネット参拝」の自己規制にはたらいっている。

しかし、神社は地域コミュニティの再構築、伝統文化の継承、自然と調和した環境の維持といった課題に取り組む場であった。そこで生み出される動的情報がインターネットの普及により豊かにあらわれることが今後予想できる。

### 第6章 伝統宗教のインターネット利用と社会関係資本の形成

順光寺は、島根県松江市にある浄土真宗本願寺派の寺院である。住職後継者の籠純吾氏は、ブログとSNSを通じて、イベントの告知、お寺の日常などを積極的に発信している。

籠氏は、伝統的な法要に加えて多彩なイベントを行うことの意義を、お寺を地域に開き、コミュニティの中心としての機能を回復することであるとする。そのための最適なツールが、すでに幅広い年齢層に普及しているインターネットであると言う。

高知県南国市に鎮座する新宮神社宮司の森國英夫氏が神社のウェブサイトを立ち上げたのは1997年ごろで、東京で会社に勤務しながら地元の人たちとのつながりをもつことが目的であった。

その一方で、安産祈願をメールで受け付けており、これをきっかけにして遠方から参拝に訪れる人もある。子どもを授かることのできない人々の悩み、苦しみに対して接点をもつことが、インターネットを通じて可能になったと言う。

インターネットは利用の仕方によっては同質性が高まり、部外者が排除されることもある。それでもなお、地域がとりこぼしている人びとの悩み、苦しみにオンラインで向き合う相談活動を積極的に行っている宗教者がいる。

### 第3部 災害・復興と神社

#### 第7章 東日本大震災の被災地域再生に宗教が果たす役割

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災とその復興過程における宗教者・宗教団体の災害支援活動には多様性がうかがえる。社会関係資本についてのパットナムの類型論を援用するならば、結束型、橋渡し型の双方を見いだせる。

阪神・淡路大震災以来、被災者の「心のケア」の必要性が指摘されてきた。2011年4月に宮城県仙台市で超宗派の取り組みとして発足した「心の相談室」と、そこから展開した「臨床宗教師」養成は、公共空間における宗教者のケアのあり方という面からだけでなく、対象者の個別性に配慮した対人支援のあり方という面からも重要な示唆を含んだものとなっている。

多くの災害支援団体、ボランティアが一定期間を過ぎると現地から撤退する中で、被災地域の宗教施設と宗教者はそこにあり続ける。そのなかで困難さをともに経験しつつ、再生に向けて住民をつなぐ役割を果たしている。

#### 第8章 震災支援・復興に神社が果たす役割と課題

津波から逃げた人びとが高台の神社に避難した事例が各地で見られた。避難所となった神社では、多くが行政の指定避難所ではなかったが、もともとの備えや住民同士の助け合い、神社界や民間のボランティアの支援、また指定避難所から物資を分けてもらうことにより、被災者の命をつないだ。

被災した神社の社殿・境内を整備し、祭りを復活して、犠牲者の慰霊追悼とともに、地域の再生・復興を祈る動きが、沿岸部各地で見られる。そのさい、全国、あるいは世界からの広域的な支援が呼びかけられ、実行されている。

津波で社殿が流失した神社に仮社殿を届ける活動を、下谷神社（東京都台東区）の阿部明德宮司ら神職有志が氏子の協力のもと精力的に行っている。そのほかにも、支援のつながりから仮社殿や神輿の寄贈に至った事例が数多くある。

地域を越えた支援を受けつつも、「ふるさと」のローカルな宗教文化を自律的に継承しようとする地域コミュニティの意志と、それへの支援者の配慮がうかがえる。

## 第9章 ふるさと再生の困難さと神社

被災地の神社と祭りは、東日本大震災以前に経験されてきた災害をも含む土地の歴史、および、そこに住む人びとの生活の伝承・記憶と切り離すことができない。だからこそ、それはそれぞれの地域における復興のありかたに深く関わる。

熊本県・志岐八幡宮宮司の宮崎國忠氏は、2012年2月の福島県南相馬市鹿島区・山田神社への仮社殿奉納に続いて、2013年8月に南相馬市小高区の川原田天照皇太神宮への仮社殿奉納をコーディネートした。このときは熊本県、北海道、新潟県、福島県の青年神職および関係者と合同の活動となり、付近に仮設住宅が多くある南相馬市鹿島区の男山八幡神社での縁日もあわせて行われた。

このとき、南相馬市小高区は避難指示解除準備区域であった。避難区域では、早期帰還を促進しようとする政策が軋轢を生んでいる状況があった。そのようななかで祈りの場を守ることは、個人の生存する時間を超えて、長期にわたる過去（先祖）と未来（子孫）に思いを馳せた行為としてとらえるべきことが神職の言葉などからうかがえた。

2013年10月20日、宮城県名取市閑上地区の氏神である湊神社の例大祭が行なわれた。この時期、閑上地区では名取市の示した現地再建を軸とする復興整備事業計画と、内陸移転を求める住民の意見が対立していた。

しかしながら例大祭には500人以上の住民が集まり、大人神輿1基、子供神輿4基が氏子区域内を練り歩いた。更地となっている一帯には、あちこちに花が供えられており、神輿はその前に来ると、正面に向かい、神輿を高く差し上げる「さす」という所作を行っていた。これは沿道での接待のふるまいに対して感謝する所作である。慰霊の念を込めての神輿渡御であることを象徴していた。

## 第10章 宮城県気仙沼市におけるコミュニティ復興と神社

気仙沼市中心部の紫神社には、約140人の住民が避難した。そのなかには地区の自治会長、商店街の青年会長もいた。自治会長らは避難所運営を行うとともに、隣接する施設との協力を行った。10月31日の避難所閉鎖後も復興まちづくりの拠点として利用された。

松岩地区に鎮座する古谷館八幡神社には、震災発生時に約200人の住民が避難し、約80名が10日間の避難生活を送った。10月15日に震災復興祈願祭の斎行と本吉太々法印神楽の奉納、古谷館打囃子の奉納、翌16日に例祭・神輿渡御が行われた。また、熊谷正之宮司は埼玉県熊谷市と気仙沼市との縁をとりもち、熊谷直実の登場する地歌舞伎の公演が実現

した。2014年3月には神社境内に慰霊碑が建てられた。

早馬神社が鎮座する唐桑町の宿（しゅく）地区は、津波により62世帯中54軒の家が流され、6名が死亡した。毎年10月第1日曜日に斎行される神幸祭は例年どおり行われた。祭典委員長によると、1990年代から地域に活気を取り戻すための話し合いが持たれ、神幸祭の日程変更、「早馬神輿会」の結成がなされていた。

本吉町小泉地区は津谷川（小泉川）を深く遡上する最大20メートルの津波に襲われ、約7割の家屋が被害を受け、40人が死亡した。同地区の住民は「小泉地区の明日を考える会」を結成し、高台への集団移転を成し遂げている。総鎮守の八幡神社では、「明日を考える会」メンバーに励まされて例年どおりの祭典と神輿渡御を再開した。

これらの事例から、神社がこれからの地域づくりの担い手に機会を提供する器となっていることがわかる。

## 第11章 災害復興における生業の持続・変化と宗教文化

復興過程における宗教文化の積極的な価値とはどこに見出せるか。その一つは、当該地域における自然観や自然とともにある暮らし・生業を反映していることだろう。

宮城県気仙沼市本吉町小泉地区に鎮座する八幡神社の例祭は、小泉地区における生業の持続に関わる要素を備えている。それは、鮭川の清祓ならびに大漁祈願祭である。

この祭典の願主は小泉川鮭増殖組合である。鮭は例年10～1月に8万尾が小泉川を遡上し、うち2万尾を採捕してきた。しかし2015年は1万尾しか遡上しなかったという。防潮堤・河川堤防の復旧工事が鮭の遡上に悪影響を及ぼしていると考えられている。

小泉川の北岸（左岸）では、農業の集約化が進む一方でトマト農園が2015年9月から稼働している。敷地内にはこの地で亡くなった人びとの慰霊のため、観音像が安置されている。

震災前から小泉海岸は全国のサーファーたちに愛好されてきた。震災後、地元のサーフショップのオーナーらが中心となって海岸の瓦礫清掃を行い、2014年7月にサーフィン大会を再開するまでに回復した。サーファーたちは毎年3月11日には海岸で慰霊祭を行っている。

## 第12章 避難と帰還の狭間—福島県浜通り沿岸地域の神社—

福島県浜通り沿岸地域の復興に関わる神社・神職の動きは、「避難」と「帰還」の狭間で、その両者をめぐる複数のベクトルを包含してきた。

2012年2月26日、福島県南相馬市鹿島区北海老の高台に、熊本県立球磨工業高校の生徒たちが実習用に作った祠が、「山田神社」の仮社殿として設置された。

八沢干拓地は、もとは「八沢浦」という沼地であったが岐阜県養老郡出身の実業家、山田貞策により1907（明治40）年から干拓事業が進められ、11人の犠牲者を出しながら、1934（昭和9）年には300町歩の水田に約6000俵の収穫を得られるまでになった。1940（昭和15）年、八沢干拓地の総鎮守として「山田神社」が創建された。

2011年3月11日の津波により、46人の住民が犠牲となった。干拓地全体が海水に覆われ、山田神社の社殿も流失した。また、原発事故により住民が避難し、市内に救援物資が入ってこなくなるなどの危機的な状況を経験した。

八沢干拓土地改良区理事長の但野幸一氏は、農地の再生を期して、まずは神に祈ること、そのための山田神社の再建を希望した。震災直後から3か月間南相馬市へボランティアに来ていた熊本県の志岐八幡宮宮司、宮崎國忠氏が再建に向けた支援を約束し、熊本県立球磨工業高校、熊本県の神職および関係者の協力を得て、2012年2月、磯の上公園への仮社殿設置へと至った。その後、本格的な社殿が再建され、球磨工業高校から寄贈された仮社殿は、本殿の中に納められた。

一方で、震災前に八沢干拓地で働く人びとが住み、住民の多くが犠牲となった港行政区は2016年3月に解散した。

拝殿の右脇には、犠牲者をまつる慰霊舎が設置されている。また、鳥居には鎮魂の意を込めて57羽の鳩が描かれている。これらは、復興の中で置き去りにされかねない震災の犠牲者とその遺族の思いを人々に思い起こさせるものとなっている。

政府は、2017年3月31日に浪江町の避難指示解除準備区域と居住制限区域を解除した。これには「請戸の田植踊」が奉納されてきた苕野神社の氏子区域である請戸地区も含まれる。しかし、請戸地区は津波で被災し、災害危険区域の指定を受けたため、元の場所に住宅を再建することはできない。

毎年2月に、福島市内の浪江町民が住む仮設住宅団地で、苕野神社の例祭「安波祭」が継続されてきた。しかし仮設住宅の居住期限が2018年3月までとなり、2017年2月19日がその最後の機会となった。この先、安波祭は苕野神社の鎮座地で斎行することが可能だが、避難生活を継続している浪江町民にどのように届くのかという問題を抱えることになった。

櫻井治男の指摘する、神社が福祉文化資源となるさいの前提となる3つの環境、「自然的環境」・「文化の伝承・創造環境」・「人的・社会的組織環境」が大きく損なわれた状況の中で、

その回復を行う、あるいはそれを願う動きがあった。それは将来の「帰還」へ向かうベクトルと重なると言える。しかしそこには「避難」にも寄り添い支えるような動きがそこに伴ってきた。

### 第13章 渋谷の防災・減災と宗教施設・宗教文化

渋谷における防災・減災に向けた取り組みのなかで、宗教がどのように関わっているか、どこに困難な点があるかを探る。

渋谷区では、84ヶ所指定されている一時集合場所のうち、6ヶ所が神社・仏閣にあたる。一方、29ヶ所が公開されている「帰宅困難者支援（受入）施設」には、金王八幡宮と日本基督教団東京山手教会（宇田川町）の2ヶ所が含まれている。

金王八幡宮は、東日本大震災のとき、境内周辺には帰宅困難となった人があふれかえった。当日の職員の判断で、隣接する豊栄稲荷神社の道場に帰宅困難者を受け入れ、泊まってもらった。このことがきっかけとなり、渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会に加わることにしたという。

東京山手教会の現在の牧師である小野團三氏は、2013年4月に赴任した。その年の秋、帰宅困難者支援（受入）施設になることを牧師から提案し、信徒の同意を得た。

宗教施設が帰宅困難者を受け入れるにあたっては、耐震補修や備蓄品の確保、事故時の対応など、実際上の課題が多く残されている。

渋谷区は転出者・転入者が多く、少子高齢化の影響もあるなかで、いかに地域住民の「共助」としての防災・減災を成り立たせるかも大きな課題となっている。

ときわ松町会と渋谷2丁目町会が合同で実施している「七夕パレード」は、2016年より防災訓練を兼ねており、渥美公秀の言う「減災と言わない減災」の一事例と言える。それは、人々の相互作用において防災・減災を達成することを目指し、日常生活の一部となっている行事を楽しむことの中に、いざという時に防災・減災に役立つことを取り入れておけばよい、と考えるものである。

## 結論

宗教の社会的機能に関する宗教社会学的研究では、従来、次のような古典的な学説が前提とされてきた。一つは、エミール・デュルケムにより主唱された「社会的統合」機能に関する学説である。もう一つは、パウル・ティリッヒ、あるいはそれを援用したロバート・N・ベラーによる、宗教が人間の究極的関心に対して答えを与えているという学説である。

現代日本社会において宗教が果たすべき社会的役割に関して、それに関わる多様な当事者の期待や課題認識、およびそれをめぐる実践に着目し、理解を試みることで、こうした古典的学説に無自覚に依拠することから脱却できる。

そこから見えてきたことはやはり二つある。一つは、「社会的排除」と対をなす「社会的包摂」へという役割認識の現われである。もう一つは、今日、宗教者から人々への「説明」ではなく、人々の苦しみへの「傾聴」や「寄り添い」の重要性が認識されていることである。それは、1995年以降に顕著に指摘されるようになった、宗教のもつ暴力性や権威主義に向かう傾向を相対化し、それとは別の、現実社会に開かれた関わりの可能性を示すことにつながるだろう。

本論がそうした課題に十分に応えているとは言えないが、その端緒と、それを解明するために欠かせないものとしての質的調査・解釈的アプローチや、当事者と研究者との協働といった方法論的な可能性を示せたのではないだろうか。

今後の課題としては、計量的アプローチや定量的な機能分析との協働の可能性を検討すべきだろう。また、自然環境問題やグローバル化への対応といった領域において、地域を超えたつながりの可能性を神道文化はもたらしうるのかという点を問うてみる必要があるだろう。